

公益通報について

学校法人四天王寺学園（以下「学園」という。）は、学園の業務に関して、法令もしくは学園が定める内部規程に違反する行為またはその恐れがある行為（以下「法令違反行為」という。）について、早期発見および是正を図るため、公益通報者保護法に基づき、必要な体制を整備し、学園の社会的信頼の維持と健全な発展に資することを目的に、公益通報に関する規程を定め、通報・相談窓口を設置しています。

内部通報窓口

学校法人四天王寺学園 内部監査室

〒543-0051 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11-73

電話番号：06-6773-0140（直通）

Fax 番号：06-6773-0241（直通）

E-mail：houjin@shitennoji.ac.jp

外部通報窓口

学校法人四天王寺学園 外部通報窓口

野口&パートナーズ法律事務所

弁護士 野口 大

弁護士 大浦綾子

電話番号：06-6316-1600（直通）

E-mail：4ten-koueki@noguchi-p.jp

通報等に関するご注意

(1) 対象となる通報および相談

学園の業務に関し、法令もしくは学園が定める内部規程に違反する行為またはその恐れがある行為が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合が対象となります。

(2) 通報および相談の方法等

通報および相談は、電話、電子メール、FAX、書面又は面談により受け付けます。
また、利用対象者は、匿名でも通報窓口を利用することができます。

(3) 不正目的の通報の禁止

通報窓口利用者は、虚偽の公益通報や公益通報に関する相談を行うこと、不正の利益を得る目的、第三者を誹謗中傷する目的、学園や第三者に損害を加える目的、その他不正な目的をもって通報窓口を利用できません。